

## 特記仕様書

### 第1 工事概要

- 1.1 工事件名 清瀬運動場(R06)屋外配電盤等改修工事
- 1.2 工事場所 東京都清瀬市竹丘三丁目10番5号  
東京都職員共済組合 清瀬運動場 (別図参照)
- 1.3 工事概要 屋外配電盤等が経年劣化しているため更新する
- 1.4 工期 契約確定の日の翌日から令和7年1月31日まで  
なお、施工日は監督員と別途協議する

### 第2 機器仕様

#### 2.1 屋外配電盤

- (1) 使用電圧 低圧電灯 1φ3W 100/200V 及び動力 3φ3W200V
- その他部材、場所等は別紙図面参照

### 第3 工事内容

#### 3.1 特記事項

- (1) 本工事において、更新部材は既設に適合するよう事前に調査を行い確認する。
- (2) 本工事は施設を停電して行う。停電日時は事前に発注者と協議をする。
- (3) 施設では駐車スペースが限られているため受注者は事前に発注者の許可を得てから駐車する。
- (4) 工事実施前に撤去物のアスベスト含有を調査し結果の報告をオンラインにて「石綿事前調査結果報告システム」(厚生労働省及び環境省)で行う。
- (5) 別紙設計説明書も参照する。

### 第4 一般事項

#### 4.1 適用範囲

この特記仕様書は、「東京都電気設備工事標準仕様書(最新版)」に定めのない事項又はこれによりがたい事項について定める。この特記仕様書は標準仕様書に優先する。この特記仕様書と図面に不整合のある場合は監督員に報告し指示を受ける。

この工事は設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは、監督員の指示に従い施工する。

#### 4.2 特許権等の調査について

この工事に関する特許権、意匠権等については、その有無を事前に十分調査する。

#### 4.3 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置等

労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者として本工事の受注者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の契約書を締結することにより得られた

ものとみなす。

#### 4.4 下請負業者報告

工事別の下請負業者を選定次第、監督員が示す「下請負業者一覧表」により報告する

#### 第5 支払い

5.1 請求に基づき前払金を支払い、検査終了後に残額を支払う。

#### 第6 別契約の関連工事等

6.1 別契約の施設改修工事等があるので事前の調整を行う。

#### 第7 仮設工事

7.1 工事施工に伴う光熱水費は無償支給する。

7.2 受注者は施設の停電時間を極力短くし、仮設配電盤を設置する。また、必要に応じて発電機等を用意する。

#### 第8 工事管理

##### 8.1 一般事項

(1) 施工箇所及び工事の施工に伴い使用を認められた施設の部分は適切に管理し、当該工事の施工以外に使用してはならない。

(2) 「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」(最新版)に基づき、発注者の指定する期日までに書類を提出する。

##### 8.2 作業日時

(1) 現場作業は、施設の別途指定する日時に行う。

(2) 工程表(案)を作成し、監督員の承諾を受ける。

(3) 現場撤収時には、清掃・片付けはすべて完了し、施設の営業に支障のないようにする。

#### 第9 建設副産物処理について

9.1 「再生資源の利用促進に関する法律(資源有効利用促進法)(経済産業省)」、「建設副産物適正処理推進要綱(国土交通省)」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)(環境省)」、「建設廃棄物処理指針(環境省)」及び「東京都建設リサイクルガイドライン」最新版に基づき、建設副産物の再利用及び適正処理に努めること。

9.2 廃棄物の運搬・処理等を行う場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき産業廃棄物管理票(以下、「マニフェスト」と言う。)を使用し適正に処理する。

なお、マニフェストは、紙マニフェスト、電子マニフェストいずれかを用いても良い。マニフェストによる処理の結果は、一覧表を作成し監督員に報告する。

また、紙マニフェストの場合は現物をもって、電子マニフェストの場合は(公財)産業廃棄物処理振興センターから通知された処理結果情報をもって監督員の確認を受ける。

## 第 10 工事関係図書

### 10.1 工事記録写真

- (1) 着手前の現況写真を撮影する。
- (2) 使用材料は搬入量が分かるよう荷姿を撮影したうえ、品名が特定できるようラベル等をクローズアップで撮影する。
- (3) 各工種とも作業工程が分かるよう工程ごとに同一方向から近景及び遠景を撮影する。

## 第 11 電子納品

11.1 竣工図、取扱説明書、工事記録写真、工事に関する許認可関係書類を提出する。なお、提出期日及び部数は、発注者の指示によるものとする。

## 第 12 環境により良い自動車利用

12.1 本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

## 第 13 連絡先

### 13.1 担当者

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 38 階北側

東京都職員共済組合事務局事業部貸付課施設工事担当

電話 03-5320-7384